

# 指定管理候補者の選定結果

令和3年9月24日に開催した七尾市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、下記のとおり指定管理候補者を選定しました。

指定管理者の指定に際しては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要です。今後、市議会にて議決を経た後に指定を行います。

## 選定結果等

### 1. 指定管理候補者の選定を行った施設

- ・七尾市希望の丘公園
- ・小丸山城址公園

(施設所管課：都市建築課)

### 2. 指定管理候補者

団体名 太平ビルサービス株式会社 七尾営業所

代表者 営業所長 浅見 岳史

所在地 七尾市神明町1番地

### 3. 選定結果

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理候補者となる団体の名称	選定理由
七尾市希望の丘公園・ 小丸山城址公園	太平ビルサービス株式会社 七尾営業所	左記団体は、現在、当施設の指定管理を行っている団体であり、日常の管理や利用者等への対応がしっかりとできている。 にぎわい創出のための事業実施及び新型コロナウイルス感染症対策等、引き続き利用者の声を聞き、施設の魅力を最大限に活かした管理運営を期待したい。

### 4. 指定管理の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間